

任意継続組合員資格取得申出書

980-

--	--	--	--

① 組合員証の記号番号				② 組合員氏名				③ 退職時所属所名				
			—									
④ 組合員資格取得年月日				⑤ 退職年月日				⑥ 退職時年齢				
昭和 平成 令和 年 月 日				令和 年 月 日				歳				
⑦ 退職した日の属する月の標準報酬等級等												
標準報酬等級				級				標準報酬月額				円
⑧ 組合員の住所(変更がある場合のみ記入してください。)												
〒				電話番号 () -								
⑨ 短期給付金等の振込金融機関名(変更がある場合のみ記入してください。)												
銀行 信用金庫 農協		コード		本店 支店 出張所		コード		口座 番号				
⑩ 任意継続掛金の納付方法(いずれかに○をつけてください。)* 記入要領参照												
1. 口座振替(一括前納) 2. 口座振替(毎月) 3. 振込依頼書(一括前納) 4. 振込依頼書(毎月)												
上記のとおり任意継続組合員の資格を取得したいので申し出ます。 福井県市町村職員共済組合理事長 様 令和 年 月 日 申出者氏名 (印) (自署の場合、押印は不要です。)												
上記の記載事項は事実と相違ないものと認めます。 令和 年 月 日 職 名 所属所長 氏 名 (印)												

○この申出書は、退職の日から 20 日以内に提出してください。
○記入要領をよく読んでください。

※共済組合使用欄

課 長				

受 付

住所	金融	入力	証	高齢

【 任意継続組合員資格取得申出書 記入要領 】

1. この申出書は、地方公務員等共済組合法第144条の2に規定する期限「退職の日から起算して20日を経過する日」までに提出してください。
2. 被扶養者に異動（認定、更新、取消）がある場合には、別に「被扶養者申告書」を提出してください。
なお、被扶養者に異動がない場合は、原則、継続認定されます。
3. 短期給付等の振込先
在職中に登録した金融機関口座に送金します。
なお、登録口座を変更される場合には、⑨欄に記入してください。
4. 任意継続掛金の納入方法について
 - (1) 口座振替（一括前納）
 - ・資格取得月から年度末までの分の掛金を、一括して資格取得月に口座振替いたします。
 - ・口座振替は、福井銀行の本・支店で開設の普通預金口座に限ります。
 - ・口座振替を希望される際には、「預金口座振替払いに関する届出書」を提出してください。
 - ・任意継続掛金の振替口座は、短期給付金・共済貯金の送金口座と同じです。
 - (2) 口座振替（毎月）
 - ・任意継続掛金については、前納制であることから最初の2月分を資格取得月に口座振替し、その後毎月翌月分を口座振替いたします。
 - ・口座振替は、福井銀行の本・支店で開設の普通預金口座に限ります。
 - ・口座振替を希望される際には、「預金口座振替払いに関する届出書」を提出してください。
 - ・任意継続掛金の振替口座は、短期給付金・共済貯金の送金口座と同じです。
 - (3) 振込依頼書（一括前納）
 - ・資格取得月から年度末までの分の掛金を、納付期日までに一括して納付していただきます。
 - (4) 振込依頼書（毎月）
 - ・任意継続掛金については、前納制であることから対象月の前月の納付期日までに納付していただきます。

※ 一括前納の場合には、払い込み期間に応じ若干の割引があります。

※ 福井銀行（本支店窓口）にて、振込依頼書を使用して納付する場合、振込手数料はかかりません。